

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島田市は、特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されないよう、このような事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県島田市長

公表日

令和7年12月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・検診(歯周疾患、骨粗鬆症、肝炎ウイルス、がん)及び生活習慣病予防に着目した健診受診管理
③システムの名称	住民情報システム(健康管理)、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業情報ファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表111の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課 健康支援係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島田市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康支援係 〒427-0041 静岡県島田市中河町283番地の1 電話 (0547)34-3281
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島田市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康支援係 〒427-0041 静岡県島田市中河町283番地の1 電話 (0547)34-3281
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月24日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月24日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報の誤りが無いか確認を徹底すること、また特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。加えて、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても保護責任者(所属長)の確認を行うようにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報を含む書類の受け渡し ・特定個人情報を含む書類等を保管する際の確認 等

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	島田市特定個人情報等取扱規程に基づく点検を事務ごとに実施しているだけでなく、点検結果の確認と安全管理措置の状況確認を实地監査にて行っている。特定個人情報が適正に取り扱われているか内部監査人が確認を行い、必要において指導を通じた改善を促している。また全職員を対象とした個人情報保護(情報セキュリティ含む)研修の開催と個人番号を取り扱う職員を対象とした特定個人情報保護研修を毎年継続的に実施しており、対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月27日	評価実施機関における担当部署	横田川 雅敏	中野 和志		
平成29年4月4日	連絡先	医療福祉係	健康支援係		
平成29年4月4日	連絡先	電話 (0547)34-3282	電話 (0547)34-3281		
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	中野 和志	清水 寿道	事前	人事異動による
平成31年4月1日	I 1③システムの名称	住民情報システム(健康管理)、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー	住民情報システム(健康管理)	事後	誤認識による修正
平成31年4月1日	I 2特定個人情報ファイル名	健康増進事業情報ファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	健康増進事業情報ファイル	事後	誤認識による修正
平成31年4月1日	I 5②所属長の役職名	課長 清水 寿道	課長	事後	様式の改正による
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	省略	事後	様式の改正による
令和4年3月11日	I 1③システムの名称	住民情報システム(健康管理)	住民情報システム(健康管理)、団体内統合宛名管理システム、中間サーバー	事後	システムの名称追加
令和4年3月11日	I 4①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月11日	I 4②法令上の根拠	—	【情報提供】【情報照会】番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項【主務省令】第50条	事後	根拠法令の追加
令和4年3月11日	IV6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和4年3月11日	IV6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和4年3月11日	I 2特定個人情報ファイル名	健康増進事業情報ファイル	健康増進事業情報ファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	事後	ファイル名の追加
令和4年3月11日	II 1いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事後	時点の更新
令和4年3月11日	II 2いつの時点の計数か	平成27年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事後	時点の更新
令和4年6月1日	I 3法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第76項	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 76の項	事後	誤記による修正
令和7年12月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言		「島田市は、」を文頭に追加	事後	見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	I 1 ②事務の概要	健康増進法及び行政手続きに特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①検診(歯周疾患、骨粗鬆症、肝炎ウイルス、がん)及び生活習慣病予防に着目した健診受診管理	健康増進法及び行政手続きに おける 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・検診(歯周疾患、骨粗鬆症、肝炎ウイルス、がん)及び生活習慣病予防に着目した健診受診管理	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 3法令上の根拠	①行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 76の項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号) 第54条	①番号法第9条第1項 別表111の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	I 4②法令上の根拠	【情報提供】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報照会】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号、別表第二の102の2の項 【主務省令】 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月20日)(/内閣府/総務省/令第七号) 第50条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 139の項	事後	見直しに伴う変更
令和7年12月24日	II 1 いつの時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和7年12月24日時点	事後	評価の再実施による
令和7年12月24日	II 2 いつの時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和7年12月24日時点	事後	評価の再実施による
令和7年12月24日	IV 8 人手を介在させる作業		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月24日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	新様式移行に伴う項目の追加